平成２２年（フ）第１４４５号
横浜市中区曙町１丁目３番地　藤和伊勢佐木町ハイタウン829号室
破産者　鈴木　正治
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３３８号
神奈川県秦野市渋沢上２丁目５番43号　ボナール２―202号、開始決定時の住所神奈川県大和市西鶴間３丁目１番13―601号
破産者　西山　淑子
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５１３号
横浜市鶴見区馬場７丁目23番６号
破産者　得平　　誠
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８８７号
横浜市戸塚区前田町511番地２　前田ハイツ11棟1111号、開始決定時の住所横浜市戸塚区戸塚町2360番地１　日神パレステージ戸塚台304号
破産者　兼平　佳晴
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９３９号
横浜市青葉区荏田町466番地15　グリーンハイツ101
破産者　柴田拓哉こと　金　　龍乾
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４６３号
横浜市緑区長津田町5771番地２　辻レジデンス203号
破産者　桑田　　誠
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５４９号
横浜市鶴見区大東町12番地７　トーア・シティ壱番館106
破産者　長嶋　秀喜
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４２号
神奈川県平塚市土屋3125番地
破産者　岩本　光恵
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２１５３号
京都市伏見区深草柴田屋敷町23番地の38
破産者　橋本千加子
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第５６号
鳥取県鳥取市宮長10番地１　ストークパレス103号、開始決定時の住所鳥取県鳥取市的場165番地19
破産者　大西幸太郎
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５９号
愛媛県松山市今在家１丁目１番33号、開始決定時の住所愛媛県松山市南久米町517番地４
破産者　和家　聡志
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１２２号
愛媛県新居浜市江口町１番16号
破産者　加藤富士夫
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４４号
愛媛県今治市室屋町５丁目２番41号
破産者　稲本　光広
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第２６４号
青森県弘前市大字神田１丁目７番地11
破産者　宮本　　浩
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２７１号
青森県平川市碇ヶ関79番地
破産者　笠井　　進
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第５４号
山形県鶴岡市温海川甲53番地
破産者　榎本　久悟
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第３０号
山形県鶴岡市藤島字村前207番地１
破産者　白崎　源三
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部